審 第 9 5 9 号 答 申 第 2 4 5 号 令和 2 年 7 月 3 1 日

千葉県公安委員会委員長 岩 沼 静 枝 様

千葉県個人情報保護審議会 会長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について(答申)

平成30年5月9日付け公委(○○)発第○○号による下記の諮問について、別 紙のとおり答申します。

記

諮問第226号

平成30年3月23日付けで審査請求人から提起された、平成29年12月2 2日付け○○発第○○号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長(以下「実施機関」という。)が平成29年12月22日付け〇〇発第〇〇号で行った自己情報不開示決定(以下「本件決定」という。)について、千葉県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1)審査請求人は、平成29年11月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例(平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、「次の被害について〇〇警察署及び警察本部へ相談した記録一切全ての開示請求。1、平成〇〇年〇〇月〇〇日 器物(家屋)損壊事件(市役所職員による工事被害)。2、平成〇〇年〇〇月〇〇日 器物(家屋、車両)損壊事件(不適切な土木工事による被害)。3、平成〇〇年〇〇月〇〇日 境界損壊、器物損壊(私物工作物)(不適切な土木工事による被害)。」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、平成29年11月22日付け○○発第○○号により、条例第22条第2項の規定による開示決定等の期間の延長を行った後、本件開示請求に係る個人情報を取得したことが確認できず、本件開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由として、条例第21条第2項の規定により、本件決定を行った。
- (3)審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、千葉県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対し、平成30年3月23日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成30年5月9日付け公委(○○)発第○○号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 趣旨

本件決定を取り消し可及的速やかに全部開示するよう求める。

イ 理由

本件は事件発生後、〇〇警察署及び警察本部に対して被害届(不受理)を提出 すべく電話相談及び出頭相談した事実がある。

また、本相談の結果、被害届不受理に対して貴会に苦情申出も行った。よっ

て、存在しないはずはない。(○○警察署で保有している以上、本部警務課が保有していないことは不可解である。)

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

反論に当たり、そもそも○○警察署が職責を果たさない事が根本原因である。被 害に対して、警察相談はおろか被害届不受理、及び警察相談にすら応じない始末で ある。

ア 反論の趣旨

認めない。本件審査請求の正当なる裁決を求める。

イ 処分の内容

(ア) 自己情報開示請求決定等期間延長

事実であることから認めるが、事務処理上困難か否か不知。

(イ) 自己情報不開示決定に係る処分の内容

本件決定に対して不服申立したことであるが、不存在か否か不明である。また、不存在とは到底あり得ない。考えられない。

(ウ) 自己情報不開示決定に係る処分の理由

当情報を取得したか否か、及び保有しているか否か、取得している以上、保 有していない訳が無い。

ウ 弁明内容

(ア)対象文書の特定

本件被害について本部警務課が取得したことは間違いない。ついて対象文書を作成義務は発生する。未作成と有らば不作為並びに公務員規定等に違反するなど別の処分請求となる。

(イ) 警察相談の性質

a 警察相談の定義

不知。但し事実であれば権利行使を阻害している現状である。

- b 警察相談票の作成
- (a) 警察本部総合相談窓口

『警察相談票』『警察相談受付票』いずれかの書面を作成し、確実に引き継がなければならないにもかかわらず職責を果たされていない。

(b) 署総合相談窓口

不知。但し本規定にも拘らず相談すべく電話等で期日の予定伺い時点で 門前払い。または、現場及び証拠物検証もせず架電等で全く不可解な回答 を行い受付けようとしない現状の状態である。よって、捜査による犯罪解 決及び防犯の職責も果たされず、安心安全を確保できない。使命を果たさ ない。

(c) 処理部門

相談以前に門前払い及び意味理由不明な受付拒否により『警察相談票』『警察相談受付票』作成不可能な現状である。全て架電等で安直に拒否さ

れる現状の状況である。

c 警察相談票等の保存

受理した。された。保存期間で有れば例規等により認められるが、受理 (受付) しようとしない。相談にも係ろうとしない。例、『単なるトラブル』 『事件じゃない』『検察庁へ送れない』等々。

(ウ) 決定の妥当性

審査請求に対して法並びに条例に基づき再調査することは当然のことである。〇〇警察署の職責に対して警察本部へ相談した以上、各票が作成される。請求文書は特定可能であり、調査の結果、確認出来ないからと未作成とは限らない。『確認(見つからなく)できず済みません』『作成してなく申し訳ありません』という対応ではない。そもそも、警察本部警務課へ相談に行くと『忙しい』と広報課が対応し警務課が対応することは1度も無い。応じようとしない。本部警務課が保有しているか否かは不明である。

(エ)審査請求人の主張について

a 事件及び所轄署の問題を県本部へ相談に伺っても、県本部警務課へ赴いて も外部署等(広報課等)が対応し本分である警務課が対応したことは1度も 無い。但し、対応した広報課の職員は警務課へ引き継ぎますと明言した。

事例1、平成○○年○○月○○日

平成 \bigcirc 0年 \bigcirc 0月 \bigcirc 0日発生 \bigcirc 0署警察官犯罪幇助事件の捜査事例3、平成 \bigcirc 0年 \bigcirc 0月 \bigcirc 0日

平成〇〇年〇〇月〇〇日発生 器物損壊、境界損壊事件の捜査 事例4、平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成○○年○○月○○日発生
不法侵入及び不退去事件の捜査

- b 保有期間の問題ではない。
- c 確認できない。特定できないから作成していないことにはならない。
- d ○○警察署が保有していて県本部が保有していない事は組織的職務に違反 する。相談事案(犯罪情報)を共有しない職責違反である。
- e 県本部相談時、応対者した広報課職員は『警務課に引き継ぐ。』『書面で送る』と言明している。
- f 弁明書3(2)末尾『なお、』書きのとおり、県本部相談に対して○○署警務課○○なる者及び部下職員(○○)は、県本部相談した外事件について架電及び来所している事実がある。

工 反論

(ア) 平成○○年○○月○○日県警察本部(警務課)を訪ねて本件等に関して相談 する。警務課は忙しいと相談室の○○警察官が個室で苦情に対して相談に応 じる。結果『書面で○○署へ送る。警務課へも送る』と対応の事実がある。

- (イ) 平成○○年○○月○○日県警察本部(警務課)を訪ねて本件等に関して相談する。前回同様、警務課は忙しいと相談室の警察官が個室で相談に応じる。 結果『書面で○○署へ送る。警務課へも送る。』と対応の事実がある。
- (ウ) 平成○○年○○月○○日県警察本部(警務課)を訪ねて本件等に関して相談する。之まで同様に警務課は忙しいと相談室の警察官が個室で相談に応じる。結果『書面で○○署へ送る。警務課へも送る』と対応の事実がある。
- (エ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇警察署刑事課より本件について架電の事実がある。
- (オ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇警察署刑事課〇〇より県警察本部へ本件以外について相談した平成〇〇年〇〇月〇〇日発生の事件について架電の事実がある。
- (カ) 平成○○年○○月○○警察署警務課○○より県警察本部へ本件以外について相談した事件に対する対応について架電及び来所の事実がある。 ※本件は、そもそも○○警察署刑事課が被害相談に対して、面談の上、詳しく被害を聴取せず、現場も被害物(証拠)も何ら検分せずに架電(被害概略)のみで『役所のやったことは犯罪にならない』『罰則が無い』と処分した事に起因し、この度の原因である。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1)対象文書の特定

実施機関において、請求内容「次の被害について〇〇警察署及び警察本部へ相談した記録一切全ての開示請求。1、平成〇〇年〇〇月〇〇日 器物(家屋)損壊事件(市役所職員による工事被害)2、平成〇〇年〇〇月〇〇日 器物(家屋、車両)損壊事件(不適切な土木工事による被害)3、平成〇〇年〇〇月〇〇日 境界損壊、器物損壊(私物工作物)(不適切な土木工事による被害)」に基づき、千葉県警察本部警務部警務課(以下「本部警務課」という。)の警察相談に係る個人情報を検索した結果、開示請求に係る個人情報を取得したことが確認できず、対象文書を作成したとは認められなかった。

(2) 警察相談の性質

ア 警察相談の定義

「警察相談」とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何ら かの権限行使その他の措置を求めるものをいう。

イ 警察相談票の作成

(ア) 県本部総合相談窓口

県本部総合相談窓口になされた警察相談については、相談者からその内容の 詳細を聴取し、警察相談票を作成の上、所属長に報告する。ただし、軽易な警 察相談については、警察相談票を警察相談受付票に代えることができる。 県本部総合相談窓口は、処理部門に引継ぎを要する警察相談に関し、警察相談票をもって確実に引き継ぐものとする。

(イ) 署総合相談窓口

署総合相談窓口になされた警察相談については、相談者の人定事項及び相談 概要を聴取の上、処理部門に確実に引き継ぎを行う。

署総合相談窓口は、次長の指揮を受け、その処理部門を指定する。

(ウ) 処理部門

処理部門は、その所掌事務に係る警察相談を処理するものとし、相談者から その内容詳細を聴取した後、警察相談票を作成の上、所属長に報告する。ただ し、軽易な警察相談については、警察相談票を警察相談受付票に代えることが できる。

処理部門は、相談の処理状況について、その経過を警察相談経過票に記載の 上、適宜所属長に報告する。

ウ 警察相談票等の保存

受理した警察相談に基づき作成された警察相談票については、「警察相談票 (保存期間:累年)」に編綴され、解決した警察相談票にあっては、「警察相談 票(解決)(保存期間:3年)」に編綴される。また、警察相談受付票について は、「警察相談受付票(保存期間:3年)」に編綴される。

(3) 決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件決定を取り消し可及的速やかに全部開示するよう求めていることから、本件決定について検討を実施した。

審査請求人は、本件開示請求の開示請求をする自己の個人情報の内容について、前記2(1)のとおり申し立てている。

同内容から、実施機関においては、同人が求める個人情報について、警察本部に対して相談した際に作成された記録を求めているものと認めたものであり、実施機関が警察相談に関する警察相談票及び警察相談受付票(以下「警察相談票等」という。)を対象文書として特定し、文書検索を実施した。

実施機関において、前記2(1)の内容から、本件の対象文書となる警察相談票等は、平成〇〇年中に発生した事案に関する警察相談票等と認め、本部警務課に備え付けられている警察相談票の簿冊並びに平成〇〇年の警察相談票(解決)の簿冊、平成〇〇年の警察相談受付票の簿冊、平成〇〇年の警察相談票(解決)の簿冊及び平成〇〇年の警察相談受付票の簿冊を検索した結果、開示請求に係る個人情報を取得したことが確認できず、対象文書を作成したとは認められなかった。

以上のとおり、本件決定については、本部警務課が本件開示請求の対象となる文書を保有していないことから、不開示決定としたものである。

(4)審査請求人の主張について

審査請求の理由に記載されている「相談結果に基づいて貴会に苦情申出も行った」について、本部警務課は苦情処理の窓口となってはおらず、他課で苦情を受け

本部警務課での調査が必要な場合に依頼がなされることとなる。

したがって、同主張を踏まえて、文書検索を行った結果、本部警務課が保有する「意見・要望等受理票(年末廃棄)」及び「苦情受理報告書(保存期間:3年)」の簿冊等に対象文書が確認できなかったものであり、「「相談結果に基づいて貴会に苦情申出も行った」のだから文書が存在しないわけがない」という審査請求人の主張は認められない。また、〇〇警察署警務課が保有する文書すべてを本部警務課に送付する規定等はなく、〇〇警察署警務課が保有する文書が本部警務課に存在しないことに何らの誤りは認められない。

(5) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考える。

5 審議会の判断

- (1) 本件開示請求に係る個人情報について
 - ア 審査請求人は、前記3 (1) のとおり、本件決定において、本件開示請求に係る記録を保有していないとされたことについて不服がある旨の主張をしていると解されるため、本件開示請求に係る個人情報が記録された行政文書の存否について、以下検討する。
 - イ 実施機関は、前記2(2)のとおり、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る個人情報が記録された行政文書を取得したことが確認できず、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことを理由として、本件決定を行った。
 - ウ 本件開示請求の内容は前記2(1)のとおりであるところ、審議会事務局職員が実施機関に確認したところ、実施機関においては、日常的に県民等からの意見や申出等が多数あり、個々の記録を残さない場合も多くあるとのことであったが、必要と認められる場合には、訓令等に基づき、警察相談、苦情及び意見・要望等として処理し、文書を作成しているとのことであったので、以下、3つの制度それぞれについて検討する。

(2) 警察相談について

- ア 警察相談については、千葉県警察相談取扱規程(平成25年本部訓令第3号。 以下「警察相談規程」という。)等に基づき処理されるものであり、警察相談規程 第2条において「警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの 権限行使その他の措置を求めるもの」と定義されている。
- イ 審議会において警察相談規程等を確認したところ、警察相談を受理するための総合的な窓口(以下「総合相談窓口」という。)を警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室に設置することとされており(警察相談規程第3条)、本部総合相談窓口になされた警察相談については、処理部門に引継ぎを要するものは、警察相談票をもって確実に引き継ぐこととされている(警察相談規程第4条第2項)。また、署総合相談窓口になされた警察相談については、処理部門に確実に引き継ぐものとされているが(警察相談規程第5条第1項)、必ず本部総合相談窓口へ送付する

こととされている規定等は見当たらない。

ウ また、審議会において確認したところ、本件開示請求に係る審査請求人からの相談については、警察本部総務部広報県民課(以下「広報県民課」という。)において意見・要望等(平成〇〇年〇〇月〇〇日受理のもの)として受理し、警察本部総務部総務課公安委員会補佐室において苦情(平成〇〇年〇〇月〇〇日受理のもの)として受理されている。

また、審議会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、○○警察署及び 警察本部において、本件について警察相談としては受理していないとのことであ る。

- エ さらに、本部警務課においては、前記4(3)のとおり、警察相談票及び警察相談受付票等の簿冊を検索した結果、本件開示請求に係る個人情報を取得したことが確認できず、本件開示請求に係る行政文書を作成したとは認められなかったとのことである。
- オ 以上のことから、本部警務課において、審査請求人が行った相談等を警察相談 として受理して警察相談票等の作成をしなかったこと、又は警察相談票等の送付 を受けなかったことについて、不合理な点があるとまではいえない。

(3) 苦情について

- ア 苦情については、苦情の取扱いに関する訓令(平成13年本部訓令第13号)等に基づき処理されるものであり、職務執行に対する苦情は、千葉県警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な執務の態様に対する不平不満をいうとされており、一般的苦情は、職務執行に対する苦情以外の苦情で警察業務に関して申し出られたものをいうとされている。
- イ 審議会において同訓令等を確認したところ、職務執行に関する苦情及び一般的 苦情のいずれについても、広報県民課や各警察署の警務課等を経由する規定はあ るものの、本部警務課を経由することを定めた規定は見当たらない。
- ウ また、本部警務課においては、前記4(4)のとおり、本件審査請求を受けて 苦情受理報告書の簿冊等を検索したが、審査請求人の個人情報が記載された文書 が確認できなかったとのことである。
- エ 以上のことから、本部警務課において、審査請求人に係る苦情に関する文書を 保有していないことについて、不合理な点があるとは言えない。

(4) 意見・要望等について

- ア 意見・要望等については、広報活動に関する訓令(平成4年本部訓令第20号)等に基づいて処理されるものであり、具体的には、県民等から寄せられる警察活動(組織運営等)に対する考え、警察組織(警察職員)に求め望むこと及び警察への情報提供などであるとされている。
- イ 審議会において同訓令等を確認したところ、意見・要望等について、本部警務

課を経由することを定めた規定は見当たらない。

- ウ また、本部警務課においては、前記4(4)のとおり、本件審査請求を受けて 意見・要望等受理票の簿冊等を検索したが、本件開示請求に係る審査請求人の個 人情報が記載された文書が確認できなかったとのことである。
- エ 以上のことから、本部警務課において、審査請求人に係る意見・要望等に関する文書を保有していないことについて、不合理な点があるとは言えない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	
平成30年5月15日	諮問書(弁明書の写しを含む。)の受理	
平成30年7月6日	反論書の写しの受理	
令和元年9月26日	審議(令和元年度第5回第1部会)	
令和元年10月24日	審議(令和元年度第6回第1部会)	

千葉県個人情報保護審議会第1部会(五十音順)

氏 名	職業等	備考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者